

一 住民監査請求に係る監査結果について

弟子屈警察署に係る住民監査請求の監査結果について、数点、監査委員に、伺います。

(一) 道警の協力について

先の旭川中央署に係る住民監査請求の監査においては、前渡資金を受け取ったとされる捜査員への事情聴取が拒否され、十分な監査が出来なかったとのことでありましたが、今回の弟子屈署の監査においては、捜査員への事情聴取や捜査協力者などへの関係人調査は、予定どおり実施できたのかどうか、伺います。

答弁者 監査委員会事務局長

[答弁要旨]

(道警察の協力についてであります)

今回の監査においては、捜査用報償費の直接の執行者である捜査員の事情聴取については、道警察の協力を得て、実施したところであり、また、監査の過程で、当初は支出証拠書類の捜査協力者の氏名などに黒テープが貼られておりましたが、その後、求めに応じて、開示されたところであり、監査の実効性は確保できたものと考えております。

なお、捜査協力者に対する関係人調査については、捜査用報償費の執行に関し、捜査員などの聞き取りにおいて十分な心証が得られない場合に、実施することとしておりますが、今回の監査では、捜査員などの聞き取りにおいて、支払精算書や領収書などに記載の捜査協力者が

すべて不実のものであり、金品が渡されていないとの証言が得られましたので、その不実記載の捜査協力者に対し、金品の受領を確認するための関係人調査は、

必要ないものと判断したところであります。

## 一 住民監査請求に係る監査結果について

### (二) 道警本部長からの電話について

代表監査委員は、監査中に、道警本部長から電話があったと述べておりますが、電話は、どのような内容のものであり、それに対して、代表監査委員は、どう答えたのか、明らかにしていただきたいと思っております。

また、こうした行為によって、監査結果に影響が出ていないのかどうか、さらに、こうした行為について、どう受け止めているか、合わせて伺います。

答弁者 監査委員会事務局長

[答弁要旨]

(道警本部長からの電話についてであります)

4月中旬に、道警本部長から代表監査委員に対しまして、弟子屈警察署に係る住民監査請求監査に関し、「監査状況が外部に漏れていることは遺憾である」などの電話がありましたが、代表監査委員は、監査内容に関わる申し入れでないため、そのまま意見として受け止めるべきものと判断し、聞き置くことにとどめたと承知しております。

いずれにいたしましても、

監査におきましては、監査結果に予断を与えず、これにいささかも影響を及ぼすことのないよう、監査結果で明らかにすべき事項につきましては、

監査の課程では、発言などを控えるべきものと考えており、このことについて、改めて、事務局として十分に留意すべきことを確認したところであります。

## 一 住民監査請求に係る監査結果について

### (三) 平成11年度定期監査結果について

弟子屈署については、今回の監査とは別に、毎年度定期監査が行われていると承知しております。

そこで、平成11年度の定期監査結果を見てみますと、

「適正である」旨、議会に報告されておりますが、今回の監査結果においては、複数の捜査員が、「平成11年度においても同様の裏金づくりをしていた」と証言しております。

この証言からすると、平成11年度の定期監査結果については、ずさんな監査結果として、批判されることになると思いますが、この点、どう受け止めているか、伺います。

答弁者 監査委員会事務局長

[答弁要旨]

(平成11年度定期監査結果についてであります)

平成11年度の弟子屈警察署の定期監査につきましては、書面監査により実施しているところであり、提出された監査資料、前渡資金出納計算書、支払証拠書類等を確認した結果、適正に執行されているものと認められるとしたところであります。

なお、捜査用報償費の監査につきましては、道民の関心が高まっていることや、住民監査請求に対する監査結果などを踏まえ、2月9日に開催した監査委員会議において、捜査用報償費の執行を「平成15年度定期監査における重点事項」に追加することを決定し、監査体制を強化するとともに、執行の事実を確認する上で捜査員からの事情聴取を求めるなど、より厳正な監査を実施することとしたところであります。

一 住民監査請求に係る監査結果について

(四) 損害額について

監査結果においては、「違法不当な支出があった」「道が被った損害を補填すべき」としながらも、損害額や損害を補填すべき職員を明示せずに、公安委員会に委ねるという、極めて異例な勧告内容となっております。

監査委員は、地方自治法第243条の2第3項の規定により、職員の賠償責任の有無や賠償額の決定権限を有しているにもかかわらず、なぜこうした勧告を行ったのか、疑問の残るところであり、なぜ損害額を明示しなかったのか、その理由について、伺います。

答弁者 監査委員会事務局長

[答弁要旨]

(損害額の認定についてであります)

本件捜査用報償費の支出は、違法又は不当な公金の支出と認められたところであり、これによって道が被った損害については、その用途をもって判断すべきものと考え、関係職員や道警本部の事情聴取を行ったところであり、

しかしながら、具体的な用途及び金額について、関係職員から明確な説明が得られず、特定しがたい状況にあり、道警本部からの説明においても、その解明には至らず、また、現金化された道費である本件捜査用報償費は、国費である捜査費と区分経理されなかったため、道が被った損害額を認定することができなかつたところであり、

#### 一 住民監査請求に係る監査結果について

##### (五) 損害の補填者について

監査の請求者は、不正支出に関わった職員と、その慣行を是認してきた道警本部長に対して、損害賠償を求めておりますが、監査結果においては、損害を補填すべき職員について、特定しておりません。なぜ特定しないのか、その理由について、伺います。

答弁者 監査委員会事務局長

[答弁要旨]

(損害を補填する者についてであります)

本件捜査用報償費における違法又は不当な公金の支出は、慣行として組織的に行われていたと認められることから、これにより道が被った損害は、当時の署長等関係職員に補填させるべきと判断したところではありますが、関係職員の範囲については、実際の使途及び金額について、個人的な費消の事実の有無を含め、全容が解明された後に、道警本部において、特定すべきものと考えております。

## 一 住民監査請求に係る監査結果について

### (六) 損害補填の根拠について

勧告においては、損害補填の根拠についても、述べておりません。

公金の不正支出に係る損害の補填は、地方自治法第243条の2第1項による公法上の賠償請求、同条第3項による公法上の賠償命令、あるいは、民法第709条による私法上の賠償請求、さらには、自主的な返還による場合と、4つのケースが考えられますが、監査委員としては、公金の管理責任を明確にする上で、いずれの方法が望ましいと考えているのか、見解を伺います。

答弁者 監査委員会事務局長

[答弁要旨]

(損害補填の根拠とその方法についてであります)

今回の事案においては、実体のない捜査用報償費の支出に関わった者が、基本的には、民法上の賠償責任が問われることとなりますが、資金前渡員である次長については、地方自治法第243条の2第1項に規定する会計職員に当たることから、地方自治法の賠償責任が優先されることになるものと考えます。

しかしながら、今回の事案においては、慣行として組織的に行われていたことなどを考慮しますと、署長、次長、関係職員の間で適用する法律を異にする特段の理由も見出しがたいことから、民法の規定により、賠償責任を負うことが適当でないかと考えております。

なお、住民監査請求による監査の場合においては、地方自治法第243条の2第3項の賠償責任等の監査の場合と異なり、関係者が任意に返還する方法なども

ありますが、今後、道警本部において道が被った損害額を決定し、その損害額が確実に補填されるのであれば、監査委員としては、返還の対象職員や返還の方法までを問うべきところではないと考えております。

## 二 特別監査について

次に、知事からの要求に基づく特別監査の実施に関連して、伺います。

### (一) 立証責任について

今回の監査結果を通じて判ったことは、公金が、裏金としてプールされている場合には、裏金に関する帳簿が公文書として保存されていない限り、その使途を検証することが極めて難しく、当事者である職員の自主申告によるしか方法が無いと言うことでもあります。

今回の監査においては、損害額の認定を、道警本部に委ねておりますが、本来は監査委員が認定すべきもので、監査を受ける職員が説明責任、立証責任を果たさず、使途を明らかにしない場合には、全て使途不明金とし、道の損害額として扱うべきと考えます。

今後の特別監査においては、こうした方法をとるべきと考えますが、見解を伺います。

答弁者 監査委員会事務局長

[答弁要旨]

(損害額の立証についてであります)

知事からの監査の要求におきましては、道警察における捜査用報償費等の予算執行事務について、監査を求められていることから、監査に当たっては、予算は法令等に基づく適正な手続によって執行されているか、執行された金銭が正当な債権者に支払われているかなどに主眼を置いて、監査を実施するものであり、監査結果につきましては、確認された事実に基づいて、取りまとめてまいりたいと考えております。

## 二 特別監査について

### (二) 報告時期について

現在、旭川中央署及び弟子屈警察署の特別監査を行っているとのことでありますが、これらの監査結果については、いつ頃までに、議会に報告することになるのか、今後のスケジュールについて、伺います。

答弁者 監査委員会事務局長

[答弁要旨]

(報告時期についてであります)

旭川中央警察署及び弟子屈警察署の監査につきましては、知事から監査結果の報告を早急に提出するよう求められていることから、6月下旬を目途に監査結果の取りまとめを行ってまいりたいと考えております。

### 三 北海道監査委員条例の改正について

最後に、北海道監査委員条例の改正について、伺います。

報償費に係る監査に関わって、冒頭でも申し上げたとおり、いくつかの問題点が明らかになっております。特に問題なのは、監査委員に対し、前渡資金を使用した捜査員への事情聴取を拒み、また、債権者である捜査協力者の氏名を明示しないことであり、こうしたことは、監査を事実上拒否するもので、地方自治法上、およそ想定していないことでもあります。

そもそも、監査を受ける職員は、自らが行った会計処理の正当性を、住民に説明する責任を有しており、監査委員は、住民に代わってその正当性の説明を受け、それを確かめ、公表することを職務としているのであって、職員が、監査委員の指示に従うことは、明文の規定はないものの当然の法理とされております。

しかし、こうした当然のことが、遵守されずに、しかも、

それを許しておくことは、監査制度、言うなれば地方自治制度の根幹を揺るがす極めて大きな問題であると思うのであります。法律や条例などに、監査委員の指示を遵守しなければならぬという規定が明文化されていないことによって、こうした誤ったことが起きるのではないかと考えられます。

したがって、わが会派としては、今後、こうした誤ったことが、蔓延することのないよこの機会に、北海道監査委員条例を改正し、監査委員の指示に対する遵守規定を明文化する必要があると考えておりますが、条例を改正する考えがないか、伺います。

答弁者 監査委員会事務局長

[答弁要旨]

(監査委員条例の改正についてであります)

地方自治法において、監査委員の職務権限は、具体的に定められており、これらの規定は、直接的には、監査委員に監査を行う権限を定めているものであります。

同時に、監査を受ける部局等に対しては監査に協力する義務があることを当然の事理としているものと解されるところであります。



したがいまして、法律に規定されている事項を更に条例で義務づけることについては、

監査の実効性の確保の観点から、十分な理由があるのかを慎重に検討することが必要ではないかと考えております。